

笠間市電子入札試行要綱 新旧対照条文

改正後（一部改正）	現 行
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この要綱は、笠間市が入札に付する手続を笠間市電子入札システムにより行う場合において、笠間市財務規則(平成18年笠間市規則第31号)、笠間市一般競争入札実施要領(平成18年笠間市告示第13号)その他関係法令に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。	第1条 この要綱は、笠間市が入札に付する手續を笠間市電子入札システムにより行う場合において、笠間市財務規則(平成18年笠間市規則第31号)、笠間市一般競争入札実施要領(平成18年笠間市告示第13号)その他関係法令に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。
(用語の定義)	(用語の定義)
第2条 この要綱において、笠間市電子入札システム(以下「システム」という。)とは、笠間市が発注する建設工事及び建設コンサルタント業務に関する入札案件の登録から参加申請、入札、落札者の決定までの事務をコンピュータとネットワーク(インターネット)を使用して処理するシステムをいう。	第2条 この要綱において、笠間市電子入札システム(以下「システム」という。)とは、笠間市が発注する建設工事に関する入札案件の登録から参加申請、入札、落札者の決定までの事務をコンピュータとネットワーク(インターネット)を使用して処理するシステムをいう。
(対象となる工事等)	(対象となる工事)
第3条 電子入札の対象となる工事等は、笠間市が発注する建設工事及び建設コンサルタント業務で、笠間市建設工事等入札参加業者選考委員会が電子入札の方法によることが適当であると認めたものとする。	第3条 電子入札の対象となる工事は、笠間市が発注する予定価格が3,000万円以上の建設工事で、笠間市建設工事等入札参加業者選考委員会が電子入札の方法によることが適当であると認めたものとする。
(利用登録)	(利用登録)
第4条 電子入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、あらかじめ市長に届出を行い、システムを利用するための登録を受けなければならぬ。	第4条 電子入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、あらかじめ市長に届出を行い、システムを利用するための登録を受けなければならない。
(入札書)	(入札書)
第5条 市長は、電子入札を行う場合には、入札参加者に入札書をシステムにより提出させるものとする。	第5条 市長は、電子入札を行う場合には、入札参加者に入札書をシステムにより提出させるものとする。
2 市長は、前項の入札書について、あらかじめ受領期間を設定するものとする。	2 市長は、前項の入札書について、あらかじめ受領期間を設定するものとする。
3 入札書が提出された時点は、入札金額その他の所定の情報が市の使用するコンピュータに備えられたファイルに記録がなされたときとして取り扱うものとする。	3 入札書が提出された時点は、入札金額その他の所定の情報が市の使用するコンピュータに備えられたファイルに記録がなされたときとして取り扱うものとする。

4 前項の規定は、システムによる申請、届出その他が提出された時点について準用する。

(提出書類)

第6条 市長は、入札書とともにシステムにより提出させる書類がある場合は、その旨を当該入札公告において明示するものとする。

(書面による入札)

第7条 市長は、入札参加者がコンピュータの不具合等により、システムに接続できない場合には、入札参加者が入札書を書面により提出すること(以下「紙入札」という。)を承認することができる。

2 市長は、前項の規定に基づき紙入札を承認した入札参加者がある場合には、当該入札を郵便又は持参により行わせるものとする。

3 市長は、システムの不具合等により電子入札の続行が困難である場合には、その指示により入札参加者に紙入札を行わせるものとする。この場合における入札は、入札書の郵送又は持参により行わせるものとする。

(開札)

第8条 市長は、当該入札において、紙入札を承認した入札参加者がある場合には、開札時に当該入札書記載の入札金額をシステムに登録するものとする。

(最低額の同額の取扱い)

第9条 市長は、落札となるべき同一金額の入札をした者が2人以上あるときは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の9の規定に基づくくじ引きの手続をシステムにより行うことができる。

2 前項の規定によるくじ引きの手続が困難な場合には、市長が指定する場所及び日時においてくじ引きの手続を行い、落札者を決定するものとする。

(入札の無効)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該入札を無効とする旨を入札に参加する者に明らかにしておかなければならない。

(1) 工事費内訳書の提出のない者が入札をした場合

4 前項の規定は、システムによる申請、届出その他が提出された時点について準用する。

(提出書類)

第6条 市長は、入札書とともにシステムにより提出させる書類がある場合は、その旨を当該入札公告において明示するものとする。

(書面による入札)

第7条 市長は、入札参加者がコンピュータの不具合等により、システムに接続できない場合には、入札参加者が入札書を書面により提出すること(以下「紙入札」という。)を承認することができる。

2 市長は、前項の規定に基づき紙入札を承認した入札参加者がある場合には、当該入札を郵便又は持参により行わせるものとする。

3 市長は、システムの不具合等により電子入札の続行が困難である場合には、その指示により入札参加者に紙入札を行わせるものとする。この場合における入札は、入札書の郵送又は持参により行わせるものとする。

(開札)

第8条 市長は、当該入札において、紙入札を承認した入札参加者がある場合には、開札時に当該入札書記載の入札金額をシステムに登録するものとする。

(最低額の同額の取扱い)

第9条 市長は、落札となるべき同一金額の入札をした者が2人以上あるときは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の9の規定に基づくくじ引きの手続をシステムにより行うことができる。

2 前項の規定によるくじ引きの手続が困難な場合には、市長が指定する場所及び日時においてくじ引きの手續を行い、落札者を決定するものとする。

(入札の無効)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該入札を無効とする旨を入札に参加する者に明らかにしておかなければならない。

(1) 工事費内訳書の提出のない者が入札をした場合

(2) 市長の承認を得ず又は指示によらずに紙入札をした場合

(3) 同一の案件においてシステムによる入札と紙入札とをした場合

(4) 入札参加者本人又は第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反して入札した場合

(補則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、電子入札に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

(2) 市長の承認を得ず又は指示によらずに紙入札をした場合

(3) 同一の案件においてシステムによる入札と紙入札とをした場合

(4) 入札参加者本人又は第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反して入札した場合

(補則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、電子入札に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。